

諮問番号：2024年度諮問第1号

答申番号：2024年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）が2024年2月26日付けで提起した、処分庁町田市長による住居確保給付金支給中止処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査会の調査審議をめぐる経過

- 1 2024年2月 9日 処分庁が審査請求人に対し、本件処分の通知書を発送
- 2 2024年2月26日 審査請求人が本件処分の取消しを求める審査請求を提起
- 3 2024年4月10日 処分庁が弁明書を提出
- 4 2024年6月28日 審理員による審理員意見書の提出
- 5 2024年7月 9日 審査庁から審査会に対する諮問
- 6 2024年8月 1日 審査会の調査審議
- 7 2024年9月18日 同上

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

心的外傷後ストレス障害を患っており、定期的に面談、電話をすることが困難であったため連絡が出来なく半年間など長期にわたり連絡が途絶えたりしたわけではないので、本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）は、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）及び同法施行規則に基づき支給されるものであるところ、法施行規則は、住居確保給付金の支給を受ける者に対し、自治体が必要な事項を指示することができる旨を定める。また、正当な理由がなく同指示に従わない場合には、住居確保給付金は、支給されない。
- (2) 町田市は、審査請求人に対し、(ア) 町田市生活・就労相談窓口において月4回以上面接を受けること、(イ) 公共職業安定所において月2回以上の職業相談を行うこと、(ウ) 原則として週1回以上、企業等への応募を行うか、面接を受けることという3つの指示を行った。
- (3) 審査請求人については、2023年11月に上記(ウ)を行ったことの確認が取れていない。また、2023年12月及び2024年1月は、上記(ア)、(イ)、(ウ)のいずれの履行も確認できていない。
- (4) 以上の事実から処分庁は、審査請求人は「受給者が誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合」に該当し、さらに、「就労支援に関する自治体の指示に従わない場合」にも該当すると判断して、本件処分を行うことにした。
- (5) 本件処分は、以上の経緯を経て行われたものであり、適法かつ相当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求において審査請求人が主張する理由はいずれも認められないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 本件処分について

住居確保給付金の支給を受ける者は、公共職業安定所等に求職の申込みをした上で、誠実かつ熱心に求職活動を行わなければならない（法第6条第1項、法施行規則第10条第5号本文）。また、都道府県等は住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該者の就職を促進するために必要な事項を指示することができる（法施行規則第14条第2項）。このことからすると、住居確保給付金の支給を受ける者が指示に従ったことを示す書類を提出しないなど、都道府県等からの指示に従ったことの確認ができない場合、当該支給を受ける者は、就職をするために必要な行為を行っているとは評価できないというべきである。そして、このような者は、法令の誠実かつ熱心に求職活動を行うという要件を満たしていないと解するべきである。

本件において審査請求人は、処分庁から、公共職業安定所等への求職申込み以外に、（ア）月4回以上、自立相談支援機関（町田市生活就労・相談窓口）における相談を受けること、（イ）月2回以上、公共職業安定所等における職業相談を受けること及び（ウ）原則週1回以上、企業等への応募をすること等の指示を受けた。しかし、審査請求人は、2023年11月に企業等への応募を行ったことを疎明する資料の提出を行っていない。また、2023年12月及び2024年1月は、自立相談支援機関における相談を一度も受けていない。さらに、月2回以上の公共職業安定所等での職業相談を受けたこと及び週1回以上の企業等への応募を行ったことを示す書類の提出を行っていない。

このように審査請求人は、2023年12月及び2024年1月において処分庁が審査請求人に対して行った指示（ア）に従っておらず、また、指示（イ）については2023年12月から2024年1月にかけて、指示（ウ）については2023年11月から2024年1月にかけて、それぞれ従ったのか否かを確認できない状況にある。したがって、審査請求人は、誠実かつ熱心に求職活動を行うという要件を満たしていないというべきである。

よって本件処分は、法令の規定に従ったものであるといえ、その判断に違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「心的外傷後ストレス障害を患っており、定期的に面談、電話をすることが困難であった」、「連絡が出来なく半年間など長期にわたり連絡が途絶えたわけではない」と主張する。

しかし、住居確保給付金の支給を受けるためには、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要がある旨が規定されており、仮に定期的に面談や電話をすることが困難な事情にあったとしても、この要件を免れることはできない。

また、本件処分は審査請求人と連絡が取れないことを理由に行われたものでもない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断の理由

- 1 住居確保給付金の支給を受ける者は、公共職業安定所等に求職の申込みをした上で、誠実かつ熱心に求職活動を行わなければならないとされていることから(法第6条第1項、法施行規則第10条第5号本文)、当該者が「誠実かつ熱心に求職活動を行」っていない場合には、住居確保給付金の支給要件が失われ、住居確保給付金を支給しないことができる。

また、都道府県等は住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該者の就職を促進するために必要な事項を指示することができ(法施行規則第14条第2項)、当該者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、住居確保給付金は支給しないとされている(法施行規則第15条第1項)。

したがって、当該者が都道府県等の指示に従わないことに正当な理由がある場合には、住居確保給付金を支給しないことはできない。また、この場合に、都道

府県等の指示に従わないことにより、「誠実かつ熱心に求職活動を行」っていることが確認できない場合には、住居確保給付金の支給要件が失われたとは判断できない。

2 本件において処分庁は、審査請求人に（１）月４回以上、自立相談支援機関（町田市生活就労・相談窓口）における相談を受けること、（２）月２回以上、公共職業安定所等における職業相談を受けること及び（３）原則週１回以上、企業等への応募をすることを指示した。

3 しかし審査請求人は、２０２３年１１月に企業等への応募を行ったことを示す資料の提出を行っておらず、さらに、月２回以上の公共職業安定所等での職業相談を受けたこと及び週１回以上の企業等への応募を行ったことを示す書類の提出を行っていない。

また、審査請求人は、２０２３年１２月及び２０２４年１月に、自立相談支援機関における相談を一度も受けていない。

審査請求人は、審査請求書において、「心的外傷後ストレス障害を患っており、定期的に面談、電話をすることが困難であった」と述べるが、そのことを裏付ける資料は提出されていない。したがって、審査請求人が指示に従わなかったことに正当な理由があったとは判断できない。

4 よって、審査請求人は、正当な理由なく処分庁による指示に従っておらず、また、誠実かつ熱心に求職活動を行っているとは認められない。

5 以上のとおり、本件処分は適法に行われたものであり、審査請求人が主張する理由は認められないことから、本件審査請求は、第１の審査会の結論のとおり答申する。

6 なお、処分庁は、その弁明書に於いて、処分の根拠条文及び当該条文に該当する事実を詳細に述べているものの、処分通知においては、本件処分の理由を「求職活動状況が確認できないため」とのみ記している。本件処分は不利益処分であ

るから、処分の根拠となる法令を挙げた上で、法令の規定に沿った形で事実を記載する必要がある。

2024年9月18日

町田市行政不服審査会

会長 大貫 裕之

委員 里岡 玲子

委員 吉田 衣里